

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成28年10月1日作成)

| | |
|--------|---|
| 法令名 | 児童扶養手当法 |
| 根拠条項 | 第31条 |
| 処分の概要 | 児童扶養手当の支払の調整 |
| 法令の定め | 第31条 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。 第12条第2項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合における当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。 |
| 処分基準 | 判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。 |
| 処分担当課 | 各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 |
| 問い合わせ先 | ○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 ○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係 (電話番号：011-204-6328) |
| 備考 | (公表アドレス： https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/133387.html) |